

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中野支部
機関紙「みらい」
NO. 4637
26年4月14日(火)
Tel・Fax 095-828-1953
文責 支部書記長

飲酒運転撲滅には まだまだ程遠い状態に

おはようございます。

新年度がスタートして2週間が過ぎました。この時期は歓迎会などでお酒を飲む機会が増えます。現在「春の全国交通安全運動」が4月6日～4月15日まで実施されています。

4月11日に佐世保市で、酒を飲んで車を運転し事故を起こしたとして男が逮捕されています。くれぐれも酒気を帯びた状態の出勤にならないように注意しましょう。

日本郵便は3月31日、全国13支社の通勤時を含む2月の「酒気を帯びた状態での運転」の発生状況を発表しました。発生したのは北海道支社・鶴川郵便局、東海支社・刈谷郵便局でそれぞれ通勤中の酒気帯び運転1件が発生しました。

通勤中に、道路交通法上の罰則を伴わない、通勤中の酒気を帯びた状態での運転（呼気1L中にアルコールが0.15mg未満検出される状態）は、北海道支社1件、近畿支社3件、中国支社3件の合計7件発生しています。日本郵便は2025年4月に発覚した「不適切点呼問題」を受けて、再発防止策として、全支社を対象に毎月の飲酒運転の調査を行い、飲酒運転の発生状況を公表する制度が開始されました。

1月は酒気帯び運転が1件で酒気を帯びた状態での運転は6件でした。依然、「酒気を帯びた状態での運転」はゼロにはなりません。ようやく減少傾向を示していました。

しかし、先日のミートイングで、直近1か月で九州管内だけで10件の酒気帯び運転及び出勤時の酒気帯び状態が発生し、そのうち3件は今年度が発生しているとの周知がありました。

プレスリリースなどに掲載される正式な公表（公表は4月末）ではありませんが、

りませんが、酒気帯び運転及び出勤時の酒気帯び状態の発生件数が増加に転じたことは飲酒問題の根深さを示す結果となっています。



「不適正点呼問題」から1年、「酒気を帯びた状態での運転」が無くなるのは何故なのか。この問題に関しては問題提起の意味も込めて「未来」で度々掲載してきました。

日本郵便の飲酒運転撲滅に向けた研修や指導が甘いのか、それとも社員のアルコールに対する意識が依然として甘いのか。どちらにせよ世間の人は公表された数字しか見ません。

日本郵便は、社会的インフラの一翼を担う企業として、法令遵守と高い倫理観が求められています。今回、増加に転じたことは日本郵便が掲げる「飲酒運転撲滅」の目標

達成に大きな影を落とす結果となり得ます。今一度、社員の飲酒に対する意識や、職場環境そのものに問題はないのか検証し、今以上に踏み込んだ対策と、その継続的な実施が急務ではないでしょうか。

職場の声

先週の金曜日に今回の勤務指定が掲示されましたが、職場では請求もしていない年次有給休暇（以下年休）を入れているとの話を聞きました。

労働基準法第39条では、「有給休暇の取得時季は労働者が指定できる」と明記されています。会社が勝手に有給消化を決定することは、原則として違法です。労働者

の時季指定権を無視した場合、労働基準監督署への相談や指導の対象となり得ます。社員によっては勤務指定作成者に全てを任せている人もいるかもしれませんが、そうでない場合、請求していない年休を勝手に取得させるのは違法性があります。年度の早い段階で年休の取得率を上げたいのはわかりませんが、あくまでも本人同意が必要です。

年次有給休暇計画付与希望調査を社員に手渡し、提出を求めているにも関わらずこのような勤務指定を作成するのは問題です。勝手に指定した年休に関して本人への確認を行い、同意しない場合は取り消しを求めます。

飲酒運転には厳しい行政処分と罰則が！

酒酔い運転	酒気帯び運転
行政処分 ●基礎点数-35点 ●免許取消し-欠格期間3年	行政処分 ●呼気中アルコール濃度0.15mg/L以上0.25mg/L未満 ●基礎点数-13点 ●免許停止-期間90日
罰則 ●呼気中アルコール濃度0.25mg/L以上 ●基礎点数-25点 ●免許取消し-欠格期間2年	罰則 ●呼気中アルコール濃度0.25mg/L以上 ●基礎点数-25点 ●免許取消し-欠格期間2年

LAW 1 安全運転管理者の責任
道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者の責任。自動車等の使用は、一定回数以上の自動車の使用の本拠（事業所）ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

LAW 2 罰則の引き上げ
道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者業務の強化。罰則の引き上げは起訴と一致。

LAW 3 アルコールチェックの拡充
道路交通法の一部改正に伴う安全運転管理者業務の強化。今年4月4日（日）施行。運転手の酒気帯びの有無を確認することにより、運転手の酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1集-海江田, 2集-向井, 3集-山田, 支部・分会の役員へ。

郵政ユニオン長崎の
ホームページはこちら



仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の皆様の権利を守るために闘おう。おろか、均等待遇、なんの差別も！